

平成 24 年度 第 1 回 大山崎町留守家庭児童会育成事業運営協議会

日時：平成 24 年 9 月 21 日（金）

午後 7 時～9 時

会場：大山崎ふるさとセンター

次 第

1. 教育長挨拶
2. 委員の委嘱
3. 各委員の紹介
4. 会長・副会長の選出
5. 会議の運営について
6. 留守家庭児童会事業の目的の説明
7. 協議事項の説明
8. 資料説明
9. 保育現場の報告 ～映像を用いて保育現場の紹介～
10. 意見交換

大山崎町留守家庭児童会育成事業 事業の目的と役割

放課後子どもプラン

(平成 19 年度策定)

地域社会の中で、放課後等に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、原則として、すべての小学校区において、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」及び厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」（放課後児童クラブ）を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策（放課後子どもプラン）を推進する。

放課後子ども教室

(文部科学省)

放課後児童クラブ

(厚生労働省)

放課後児童クラブガイドライン

「放課後児童クラブ」は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校等に通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業であり、女性の就労の増加や少子化が進行する中、仕事と子育ての両立支援、児童の健全育成対策として重要な役割を担っている。

放課後児童クラブ事業内容

- ①子どもの健康管理、出席確認をはじめとした安全の確保、情緒の安定を図ること。
- ②遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと。
- ③子どもが宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行うこと。
- ④基本的生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせること。
- ⑤活動状況について家庭との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行うこと。
- ⑥児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応を図ること。
- ⑦その他放課後における子どもの健全育成上必要な活動を行うこと。

平成 24 年度

大山崎町留守家庭児童会育成事業運営協議会開催計画

第 1 回運営協議会

平成 24 年 9 月 21 日（金）

委員の委嘱

各委員の紹介

会長の選出

留守家庭児童会育成事業の概要
—事務局職員

協議事項の説明
—事務局職員

資料説明
—事務局職員

保育現場の様子
～映像を用いて保育現場の紹介～
—留守家庭指導員

第 2 回運営協議会

平成 24 年 10 月〇日（ ）

協議&意見交換

第〇回運営協議会

平成 24 年 11 月〇日（ ）

協議&意見交換

最終回運営協議会

平成 24 年 12 月〇日（ ）

協議&意見交換

まとめ

提言

配付資料

—協議資料—

- ・留守家庭児童会事業の効率化について（案）
- ・指導員体制の適正化（案）
- ・保育施設（「なかよしクラブ」）改修（案）
- ・大山崎町留守家庭児童会運営指針（案）
別紙「安全マニュアル集」（案）

—法令・通知関係—

- ・「放課後子どもプラン」の推進について
- ・放課後子どもプラン推進事業の実施について
- ・放課後児童クラブガイドラインについて
- ・「放課後子どもプラン推進事業」に係る財政措置について
- ・「放課後子どもプラン」の推進に当たっての関係部局・学校の連携について
- ・放課後児童健全育成事業について～（放課後児童クラブ）の実施状況
- ・放課後児童クラブ実践事例集について～子どもたちの心豊かな育ちを求めて
- ・関係法令（児童福祉法等）

—町要綱関係—

- ・大山崎町留守家庭児童会育成事業運営要綱
- ・大山崎町留守家庭児童会指導の重点と留意点
- ・大山崎町留守家庭児童会育成事業運営協議会運営要領

フロー図

～事業効率化に向けた留守家庭児童会育成事業運営協議会の開催手順～

平成 24 年

7月

【運営協議会】

【要綱・要領等改正】

【教育委員会事務作業】

指導員との協議
①クラブ別ヒアリング
②全体協議～

8月

運営協議会委員の人選

事業運営要綱・運営協議会運営要領の一部改正を報告

⇒第2回町社会教育委員会議
⇒7月期定例町教育委員会

委員への就任依頼

指導員体制案、運営要綱案、
運営指針案等の作成

9月

運営協議会の開催（第1回）（委嘱と協議事項の説明）

今回の協議のポイント
①留守家庭児童会事業の効率化について
②指導員体制の適正化について
③保育施設（なかよしクラブ）の改修について
④運営指針の策定について
～各改正案等を事務局から提案～

10月

運営協議会の開催（第2回）（協議）

11月

運営協議会の開催（第3回）（協議）

町議会（12月定例会）

12月

常勤嘱託員の就業等に関する条例提案

運営協議会の開催（第4回）（まとめ）

1月

運営要綱の改正作業整理

2月

協力金の適正化については
次年度で協議

運営要綱の改正を報告

⇒第4回町社会教育委員会
⇒2月期定例町教育委員会

4月

指導員の新体制・新運営指針等による事業の効率化

今年度の運営協議会協議事項のポイント（案）

大山崎町留守家庭児童会（クラブ）の現状

対象学年児童約 580 人の 25%が利用

- ①なかよしクラブ（大山崎小学校内） 通所児童＝約 60 人
指導員等として常勤嘱託 2 人のほか、クラブの分割や加配対応にともなう臨時職員が勤務
- ②ともだちクラブ（大山崎小学校内） 通所児童＝約 40 人
指導員等として常勤嘱託 2 人のほか、加配対応にともなう臨時職員が勤務
- ③でっかいクラブ（第二大山崎小学校内） 通所児童＝約 60 人
指導員等として常勤嘱託 2 人のほか、クラブの分割や加配対応にともなう臨時職員が勤務

※年間運営経費＝約 57,000 千円（うち人件費約 55,000 千円）

特定財源＝国府支出金約 14,000 千円 保護者協力金約 8,800 千円

1. 留守家庭児童会事業の効率化について

【現状と課題】

昭和 40 年代に保護者主導で始まった本事業であったが、昭和 52 年に行政運営に切り替え、公設公営でこれまで継続してきた。

大山崎町の留守家庭事業は保育・指導の水準レベルが高いと保護者から評価を受けてきたサービス内容を維持しながら、事業運営を効率化するには・・・。

「放課後健全育成事業（放課後児童クラブ）」を推進する厚生労働省が策定したガイドラインにうたわれる子どもたちの放課後の安全な居場所づくりと、効率的な事業運営のバランスのあり方をご議論いただきたい。

2. 指導員体制の適正化について

【現状と課題】

現在、2 小学校内に 3 施設 5 クラブを運営することにあたって、6 人の指導員に加えて、臨時職員等を配置している。

教育委員会として、指導員が退職時期を迎えようとする中、今後のクラブにおける「指導員」としての常勤嘱託員と臨時職員の配置人数を再考し、業務内容のバランスを勘案しながら適切な事業運営を行っていくため、将来のクラブの指導員体制のあり方をご議論いただきたい。

3. 施設の改修について

【現状と課題】

現在、2 小学校内に 3 施設 5 クラブを運営しているが、このうち、1 施設は、昭和 11 年に建築された元小学校校舎の一部を利用している。築 70 年という老朽化にともなって、あちこちの痛みが激しく、さらに平屋建てではあるものの耐震性の点でも大きな不安を抱えている。

こうした不安を解消するため、当該老朽化したクラブ施設を建て替えるにあたって、新施設の内容や、校内における建設場所等の計画検討について、ご議論いただきたい。

4. 運営指針の策定について

【現状と課題】

現在、事業主体である大山崎町教育委員会が留守家庭児童会の事業運営を行うにあたり、大山崎町留守家庭児童会事業運営要綱に基づき、適宜開催を行ってきた留守家庭児童会育成事業運営協議会の意見を参考にしながら、適切な事業執行に努めてきたところである。

大山崎町としては、現在事業執行の基礎となる「事業運営要綱」をこの機会に見直し、「放課後児童クラブガイドライン」に掲げられた事業の役割をふまえて、事業の再検証を行う中で、新たに大山崎町の「運営指針」を策定し、事業運営のあり方、保育・指導面での人材力の確保、日々の安全管理などの面における今後の基準となる考え方を示したい。

指針の中でふれる主な項目

- 1 留守家庭児童会事業の目的
- 2 対象児童
- 3 規模
- 4 開所日・開所時間
- 5 施設・設備
- 6 職員体制
- 7 指導員の役割
- 8 保護者連携
- 9 放課後子ども教室との連携
- 10 学校・教育委員会との連携
- 11 関係機関・地域との連携
- 12 危機管理対策
- 13 日常の安全管理
- 14 配慮を必要とする児童への対応
- 15 事業内容の向上
- 16 苦情・要望への対応

※指針の基準となる関係要綱なども適宜改正を加えるなど、この機会に見直します。

大山崎町留守家庭児童会育成事業 事業規模の比較

事業経費・児童数の推移

(平成19年度～23年度)

項 目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
全 体 経 費	51,445 千円	52,759 千円	71,051 千円	56,827 千円	57,890 千円
補 助 金 額	5,846 千円	6,689 千円	13,998 千円	10,137 千円	14,053 千円
保護者協力金	9,791 千円	10,892 千円	9,813 千円	9,134 千円	8,828 千円
児 童 数	176人	180人	168人	149人	145人
ク ラ ブ 数	2クラブ	2クラブ	2クラブ	4クラブ	5クラブ
常勤指導員数	6人	6人	6人	6人	6人
臨時職員数	5人	5人	5人	7人	9人

児童1人あたりの平均

(23年度)

運 営 経 費 = 399,241円
 補 助 金 額 = 96,917円
 保護者協力金 = 60,883円
 指導員(常) = 0.041人
 指導員(臨) = 0.062人

1クラブあたりの平均

(23年度)

運 営 経 費 = 11,578千円
 補 助 金 額 = 2,811千円
 保護者協力金 = 1,766千円
 児 童 数 = 29.0人
 指導員(常) = 1.2人
 指導員(臨) = 1.8人

★近隣市町との比較 (平成23年度)

市町名	児童1人あたりの平均	1クラブあたりの平均
<u>向日市</u> 児童数 = 423人 クラブ数 = 11	(当日資料にのみ記載)	(当日資料にのみ記載)
<u>長岡京市</u> 児童数 = 667人 クラブ数 = 12	(当日資料にのみ記載)	(当日資料にのみ記載)
<u>久御山町</u> 児童数 = 167人 クラブ数 = 5	(当日資料にのみ記載)	(当日資料にのみ記載)